

消費税法施行規則等の一部を改正する省令要旨

一 消費税法施行規則の一部改正（第1条関係）

- 1 役務の提供が国内において行われたかどうかの判定に係る生産設備等の範囲に、蓄電施設を加えることとする。（消費税法施行規則第2条関係）
- 2 特例輸入者が帳簿に記載すべき事項のうち、その全部又は一部が輸入の許可書等に記載されている場合であって、これらの書類を整理して保存するときは、当該全部又は一部の事項の帳簿への記載を省略することができることとされている当該書類について、当該書類に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含むこととする。（消費税法施行規則第27条関係）
- 3 その他所要の規定の整備を行うこととする。

二 消費税法施行規則等の一部を改正する省令（平成30年財務省令第18号）の一部改正（第2条関係）

- 1 適格請求書発行事業者となる小規模事業者に係る税額控除に関する経過措置の適用を受ける場合に確定申告書に添付すべき書類の記載事項の細目等を定めることとする。（消費税法施行規則等の一部を改正する省令附則第4条の2関係）
- 2 その他所要の規定の整備を行うこととする。

三 消費税法施行規則等の一部を改正する省令（令和4年財務省令第18号）の一部改正（第3条関係）

消費税法施行規則等の一部を改正する省令（平成30年財務省令第18号）の施行に伴い、所要の規定の整備を行うこととする。（消費税法施行規則等の一部を改正する省令附則第3条関係）

四 この省令は、別段の定めがあるものを除き、令和5年4月1日から施行することとする。（附則第1条関係）